

被扶養者認定Q&A

子を夫婦で共同して扶養する場合について



Q

私は、この度、子を出産いたしました。
夫婦ともに収入があり、年間収入額は、毎年、私の収入より配偶者の収入のほうが若干多くなっています。
このような場合、子を共済組合員である私の被扶養者として認めていただくことはできるのでしょうか。



A

夫婦双方に収入がある場合は、原則として収入の多い方を主たる扶養者とします。
このため、あなたより収入の多い配偶者が子の主たる扶養者となるため、あなたの被扶養者として認めることはできません。

ただし、夫婦双方の収入が同程度（収入の多い方を基準にして一割を減じた範囲）である場合はあなたの被扶養者にすることも可能です。

(例) 組合員の年収：570万円 < 配偶者の年収：600万円 とした場合
配偶者の収入から一割減した場合⇒ 600万円 - (600万円 × 0.1) = 540万円 となり、
組合員の570万円 > 540万円 のため、組合員の被扶養者とすることは可能となります。

今後あなたが、育児休暇を取得される予定であれば、収入は大幅に減少すると見込まれます。子を扶養するにあたっての夫婦双方の収入確認には十分ご注意願います。

「国民年金第3号被保険者非該当届」の提出について



被扶養配偶者の認定取消し手続きの際には

『国民年金第3号被保険者非該当届』の提出をお忘れなく



収入の増加や離婚等により、配偶者が被扶養者の資格要件に該当しなくなった場合には、早急に「被扶養者申告書」により、認定取消しの手続きを行うと同時に『国民年金第3号被保険者非該当届』の提出をお願いします。
また、すみやかに、「組合員被扶養者証」の返却もお願いします。

組合員（国民年金第2号被保険者*）の被扶養配偶者は、本組合に対して被扶養者資格認定申請手続きを行い、被扶養者に認定されたと同時に国民年金に加入し国民年金の第3号被保険者*となります。

このためには、本組合に「被扶養者申告書」と同時に「国民年金第3号被保険者資格取得届書」の提出が必要となります。
また、組合員の被扶養配偶者でなくなった場合には、国民年金の第3号被保険者の資格を喪失することとなり、本人が年金事務所又は市町村役場へ国民年金の第1号被保険者*への変更手続きが必要となります。

しかしながら、この手続きが行われていないことにより、国民年金の記録において、「実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、第3号被保険者のままとされている」場合等、国民年金記録の不整合が生じることとなっています。

このことへの対応策として、これまで、被扶養配偶者でなくなった際の『国民年金第3号被保険者非該当届』による届出は不要（死亡の場合を除く）とされていましたが、平成26年12月1日より、被扶養者の資格要件に該当しなくなった場合（収入の増加や離婚等）は、『国民年金第3号被保険者非該当届』を本組合を経由して日本年金機構へ届出することが必要となりました。

*国民年金加入者……第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の農林業・自営業・学生などの者
第2号被保険者とは、被用者年金各法（厚生年金・共済年金）の被保険者等
第3号被保険者とは、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

◎ 手続き方法の詳細については、所属所の共済事務担当課までお問い合わせください。